CCSBT 漁船監視システム (VMS) に関する決議

(第24回委員会年次会合(2017年10月12日)で採択)

みなみまぐろ保存のための拡大委員会(CCSBT)は、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) が、第13回委員会年次会合において「漁船監視システムの開発と導入に関する決議」 (2006年) に合意し、またその第15回委員会年次会合において「CCSBT漁船管理システムの創設に関する決議」 (2008年) に合意したことを*想起し、*

世界のみなみまぐろ(SBT)漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を*認識し、*

漁船監視システムが、2007年1月に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関 (tRFMO) 神戸合同会合で採択された行動方針において、違法・無報告・無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに*留意し、*

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

みなみまぐろ保存条約の第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意した。

- 1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、次の方法で、 SBT を漁獲¹ 又は収獲する自国の旗を掲げる船舶に対し、衛星と連係 した漁船監視システム (VMS) を採用、導入しなければならない。
 - a. IOTC 条約水域で漁業を行っている船舶は、「漁船監視システム (VMS) 計画に関する IOTC 決議 15/03」(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
 - b. WCPFC 条約水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理 措置 2014-02「委員会漁船監視システム」(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
 - c. CCAMLR 条約水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存 措置 10-04 (2015)「衛星中継自動船舶監視システム (VMS)」

 $^{^{1}}$ CCSBT 条約第2条 (b) の規定のとおり、「漁獲」とは以下をいう。

⁽i) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動、又は

⁽ii) (i)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業

(当該措置の付属書 10-04/A、10-04/B 及び 10-04/C を含む) に 従う。

- d. ICCAT条約水域で操業を行っている船舶は、ICCAT勧告 14-09 「ICCATによる ICCAT条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告」に従う。
- e. IOTC、WCPFC、CCAMLR 及び ICCAT の条約水域外の公海で操業を行っている船舶は、IOTC の「漁船監視システム (VMS) 計画に関する決議 15/03」(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
- 2. パラグラフ 1 (a-e) に示した VMS の適用は、関連する委員会が採択するであろういかなる VMS 要件の修正とも合致していなければならない。
- 3. メンバー及び協力的非加盟国は、パラグラフ1に含まれない排他的経済水域内において SBT を漁獲又は収獲する船舶に対し、各メンバー/ CNM の法令に基づき、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。
- 4. 漁船監視システムは、少なくとも以下の要素を含まなければならない。
 - a. 旗国又は漁業主体は、漁船監視装置を搭載した自らの漁船を監視、 管理しなければならない。
 - b. パラグラフ 4d に明記されたデータは、少なくとも 4 時間ごとに、 関連する国及び地域の当局に対して送信されなければならない。
 - c. 旗国/漁業主体は、船舶が港内にあり、及び寄港国に対して通知済である場合にのみスイッチを切ることができる自動位置通信装置 (ALC)のみを許可することができる。
 - d. 収集及び送信されるデータには、漁船識別番号、地理的位置及び日時を含まなければならない。
 - e. 船舶監視装置は、改ざんすることができない装置であって、かつ封 印された装置として設置されており、装置へのアクセス又は改ざん が行われたか否かを示す公的な封印を備えたものでなければならな い。
 - f. 装置に技術的障害が生じた場合、漁船の漁労長又は船主は、旗国/ 漁業主体に対し、船舶による漁業活動を判断することができる頻度 で、漁船識別番号、地理的位置及び日時を報告するよう求められな ければならない。

- 5. a. 拡大委員会のメンバー及び CNM は、委員会が承認した書式による VMS サマリー・リポートを、年に1回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない²。
 - b. 特定の船舶が CCSBT の保存管理措置に反して操業を行ったと 疑われる場合には、その船舶に関する事例に関して、拡大委員 会のメンバー及び CNM は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体 であるメンバー及び CNM に対し、個別に、VMS データの提供 を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び CNM は、次のいずれかの対応をとらなければならない。
 - (i) 事例を捜査し、VMSデータを要求したメンバー又は CNMに、捜査の詳細を提供する。
 - (ii) 要求したメンバー又は CNM に対し、当該船舶に関する VMS データを提供、要求したメンバー又は CNM は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は CNM に通知する。
- 6. 拡大委員会は、パラグラフ 5 (b) に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意する。
- 7. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2018年又は2019年の遵守委員会において、本決議の実施並びにSBT漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一するVMSの開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
- 8. VMS は、旗国又は漁業主体の権利及び責任を制限してはならない。
- 9. 本決議は、「漁船監視システムの開発と導入に関する決議」(2006年)及び「CCSBT漁船監視システムの創設に関する決議」(2008年)の二つの CCSBT決議に代わるものであり、かつこれらを失効させるものである。

²これらのサマリー・レポートは、<u>遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレ</u>ートに従って提出されなければならない。

付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

VMS 報告の機密保護及び利用

- 1. VMSデータは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ 提供、利用されうる。
- 2. 他の拡大委員会のメンバー及び CNM から VMS データを受けとるメンバー及び CNM は、データの機密保護を維持しなければならず、本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び CNM は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又はCNM の国会議員及び公務員に提供することができる。
- 3. 拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び CNM は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び CNM は、 VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならず、かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び CNM に提供しなければならない。 VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び CNM が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述していなければならない。